

株式会社 新上五島在宅ケアセンター

福祉用具貸与事業所 すまいるはあと

重要事項説明書

1 事業所の職員体制等について

事業所名 福祉用具貸与事業所 すまいるはあと
事業所番号 4270135645
サービス種類 福祉用具貸与（介護・予防）
特定福祉用具販売（介護・予防）
管理者及び連絡先 濱辺 恵 電話 095-895-8311 F A X 095-895-8322
サービス提供地域 長崎県内全域
※離島を除く

2 事業所の職員体制等について

職 種

- ・管理者 1 名 （常勤・管理者兼専門相談員兼務）
- ・サービス提供者 2 名（常勤・専門相談員 1 名・管理者兼専門相談員 1 名）

3 営業時間について

- ・営業時間 月曜日～金曜日 週 5 日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- ・休 日 土曜日・日曜日 *ただし、緊急時の際を除く

4 事故発生時等緊急の対応や手順について

- ・事故発生時には、ただちに管理者が事務局や相手方に連絡を取り、または直接行くなどして詳しい事情を聞くと共に担当者からも事情を確認する
- ・管理者が必要であると判断した場合には、関係者（医師等を含む）を召集して検討会議を行いその対応を協議する
- ・検討の結果、必ず翌営業日迄には具体的な対応を行なう
- ・事故発生の記録を苦情や事故処理記録表に記載し保管するとともに、再発防止に役立てる

5 利用料及び利用者負担のお支払い方法について

- ・介護保険外のサービスとなる場合、又はサービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合は、全額自己負担となります

* 居宅サービス計画書を作成する際、介護支援専門員にご相談をお願い致します

- ・居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用料の全額（10割）をお支払い頂き、その後、市町村に対して領収書を添付して保険給付分（9割・8割・7割）を請求し返還を受ける事になります

- ・次の場合には、お客様にご了解の上、搬入、搬出にかかった費用を別途お支払い頂きます

1 搬入、搬出業務の際、特別な作業や措置が必要な場合

2 通常サービス実施地域以外における搬入搬出業務

3 契約期間中にお客様の転居等により貸与商品の移動を行なう場合

- ・貸与は1ヶ月単位ですが、利用開始月と終了月の利用料は、次のとおりになります

1 貸与開始月の利用料

- ・開始日とその月の15日以前の時 1ヶ月分の全額

- ・開始日とその月の16日以降の時 1ヶ月分の半額

2 貸与終了月の利用料

- ・解約日とその月の15日以前の時 1ヶ月分の半額

- ・解約日とその月の16日以降の時 1ヶ月分の全額

3 ただし、貸与開始月と終了月が同じ月内に行なわれた場合の利用料は1ヶ月分の全額となります

- ・消費税は表示料金に含まれています（内税表示）

- ・初回月は、納品時現金にてお支払いを頂きます

- ・次回以降のお支払いは、指定の金融機関の口座から月1回引き落とす方法（口座振替）にてお願い致します。ただし、指定の金融機関の口座から引き落としができなかった場合は、再度お客様へご連絡の上、お支払いをお願い致します

6 身分証携行義務

- ・ サービスを提供する従業員は常に身分証を携行し利用者又は利用者家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します

7 キャンセルについて

居宅サービス計画が作成された後にサービスの利用を中止される場合には、前日まで速やかに所定の連絡先までご連絡をお願い致します

連絡先 福祉用具貸与事業所 すまいるはあと

電話 095-895-8311 FAX095-895-8322

担当者 管理者 濱辺 恵 *キャンセル料は頂きません

8 サービス方針について

- ・ 介護保険法及び関連する法令を遵守し、施行規則の運営基準に沿って事業の運営を行います
- ・ 要介護、要支援の高齢者の自立支援や、介護者の方の介護負担の軽減に資する福祉用具を利用者の立場にたって選定し提供致します
- ・ 自らの努力でサービスの質の向上を目指し、常にその評価を行なうと共に、評価に基づく改善を図るよう努力致します
- ・ 常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与を致します
- ・ 利用者からの苦情や要望には適切に対応できるよう努めます

9 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- ・虐待防止に関する担当者を選定しています
虐待防止に関する担当者 管理者 濱辺 恵
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を行っています
- ・虐待防止のための指針を整備しています
- ・従業者に対して虐待を防止するための研修を定期的実施しています

- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

10 身体拘束の禁止

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には利用者及びその家族への十分な説明を行い同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します

11 業務継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・従業員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います

1 2 衛生管理等

事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次にあげる措置を講じます

- ・事業所における感染症予防及びまん延防止のための地策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上かいさいするとともにその結果について従業員に周知徹底しています。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています
- ・従業員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施しています

1 3 相談窓口、苦情対応について

1 サービスに関する相談や苦情についての対応窓口

お客様相談 電話番号 095-895-8311

F A X 番号 095-895-8322

相談責任者 濱辺 恵

対応時間 8時30分～17時30分まで

2 その他

当社以外に、関係市町村へも相談や苦情窓口等がありご連絡が可能です

長崎市 すこやか支援課 電話 095-829-1146

長崎県 福祉保健部 電話 095-895-2571

国民健康保険団体連合会 電話 095-826-1599

1 4 当社の概要

名 称 株 式 会 社 新上五島在宅ケアセンター
事業名称 福祉用具貸与事業所 すまいるはあと
代 表 者 代表取締役 田 平 一 吉
所 在 地 〒857-4402 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷 379 番地 5

私は、上記の重要事項に関する内容や交付についての説明を受け、同意致しました。

令和 年 月 日

事業者 株式会社 新上五島在宅ケアセンター
福祉用具貸与事業所 すまいるはあと

住 所 長崎県長崎市元船町 17 番地 3 長崎港ターミナルビル 2 階

代表者 代表取締役 田 平 一 吉 印
内容説明者 濱辺 恵 印

令和 年 月 日

利用者住所 長崎県
利用者氏名 氏 名 印

ご家族住所
ご家族氏名 氏 名 印

代理人住所
代理人氏名 氏 名 印